

あま市水道事業等審議会議事録（第5回）

- 1 日 時 令和8年7月10日（金）午後2時～3時
- 2 場 所 あま市役所 2階 F会議室
- 3 区 分 公開（傍聴人 0名）
- 4 出席委員 5名
- 5 欠席委員 2名
- 6 事務局 6名
- 7 部長あいさつ、会長あいさつ
- 8 議事

◎会長

「答申書（案）」につきまして、事務局お願いします。

●事務局

「答申書（案）」を読み上げさせていただきます。

まず、表紙です。

「答申書 あま市水道事業の持続的経営のあり方について」令和8年7月10日、あま市水道事業等審議会。

次に、「はじめに」です。

水道事業は、市民の快適な生活を支える重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を安定的に供給するための事業である。あま市水道事業は、平成24年4月1日に創設以降、七宝地区及び美和地区の市民生活や産業活動を支え、生活環境の向上に寄与してきた。現行の水道料金は、消費税及び地方消費税改正によるものを除くと、創設以降改定を行うことなく現在に至っている。これは老朽管の更新を下水道整備等に伴う配水管の支障移転

と並行して進める等、市が効率的な経営に努めてきた結果と言える。しかしながら、県営水道料金が値上げされ、さらに物価や労務費、電気料金の高騰による費用の増加及び給水人口の減少による給水収益の減少が加わるなど、水道事業を取り巻く環境はより一層厳しくなっている。他の事業体においても順次料金の改定が行われており、水道事業経営の課題は広範囲に及んでいる。あま市水道事業においても、令和6年度決算に初めて経常損失を計上することとなった。今後も経常損失が続いていく見込みであり、持続的経営は重要な課題となっている。このような状況の中、令和7年3月26日にあま市長より「あま市水道事業の持続的経営のあり方について」の諮問を受けた本審議会では、持続可能な水道事業を今後も経営していくため、財政収支の見通しや総括原価の算定など、様々な資料を基に審議を重ねた結果、次のとおり水道料金を改定することが適当であるとの結論を得たことから、答申する。

続きまして、「本文」の「1 答申事項」です。

「（1）料金改定時期」。料金の改定が必要であることが明らかである以上、できるだけ早期に実施することが望ましいが、使用者への周知期間を設ける必要もあることから、令和9年4月が適当である。

「（2）料金算定期間」。令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

「（3）基本水量の廃止」。基本水量制とは、公衆衛生の向上という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、すべての使用者に対して生活に必要な水の使用を促進するために導入された制度である。しかし現状においては、公衆衛生向上等の目的は達成されたものと考え、基本水量制は廃止することが適当である。

「（4）水道料金」。平均改定率24%の改定が適当である。基本料金は据

え置きとし、従量料金は料金表のとおりとすることが望ましい。

「(5) 料金表」。1 か月あたりの税抜きの金額となります。基本料金は、据え置きの1, 100円です。従量料金は、1 m³あたりの金額を記載しております。10 m³までが、現行は0円、改定後は20円。10 m³を超え20 m³までが、現行は125円、改定後は160円。20 m³を超え30 m³までが、現行は145円、改定後は190円。30 m³を超え40 m³までが、現行は160円、改定後は210円。40 m³を超え50 m³までが、現行は180円、改定後は230円。50 m³を超え100 m³までが、現行は210円、改定後は270円。100 m³を超えるものが、現行は230円、改定後は300円となっております。

「2 付帯意見」です。

「(1) 市民等への十分な説明について」。本答申に基づく改定が行われた場合、平成23年4月以来16年ぶりの料金改定となる。将来にわたり安定した水道事業経営を行うには、使用者の理解と協力が不可欠である。税金ではなく水道料金で運営している水道事業そのものの特性により、事業の継続のために必要な負担を求めるものであることを丁寧に説明し、市民等の理解を得るよう努められたい。

「(2) 福祉的視点について」。水道料金における低所得者への対応については、所得の多寡を使用水量で判断できないことや、公営企業が独立採算制を経営原則としていることから、料金改定において対応を加味することは適当でない。なお、低所得者への対応が必要と判断する場合、行政の福祉施策等による支援として検討されたい。

「(3) 資産維持費について」。今回採用した資産維持費の算定は、本市の耐震化計画等の施設整備・更新計画に照らし妥当なものと考えられるが、水道料金算定要領の標準とは異なる基準で検討した。今後料金改定を行う際に

は、資産維持費の積算基準から検証する必要があることに留意されたい。

「(4) 甚目寺地区との料金相違について」。本市では、給水地区により給水事業者が異なっており、七宝地区及び美和地区はあま市水道事業が給水しているが、甚目寺地区の大多数は名古屋市上下水道局が給水している。各事業体により料金体系が異なるため、地区によって料金相違が生じることは避けられないが、市民の公平性を考え、地区の料金相違を念頭に置いて事業を進めることを期待したい。

「3 審議経過」です。

本日も含めて5回の審議会を開催させていただきましたが、その経過を載せております。第1回は、開催日が令和7年3月26日。内容は、「あま市水道事業の概要」、「あま市水道事業を取り巻く環境変化と課題」でした。第2回は、開催日が令和7年7月1日。内容は、「あま市水道事業を取り巻く環境変化」、「あま市水道事業経営戦略における取組状況」、「料金改定水準(案)の算定」でした。第3回は、開催日が令和8年5月13日。内容は、「料金改定水準(案)の再算定」、「水道料金体系(案)の提示」でした。第4回は、開催日が令和8年6月19日。内容は、「答申案の審議」でした。第5回は、本日、令和8年7月10日。内容は、「答申」です。

「4 委員名簿」です。

ここまでご尽力いただきました委員の皆様のお名前を載せております。齊藤由里恵会長、大野由美子副会長、下方稔久委員、溝口正己委員、船越夏樹委員、花木裕子委員、滝本十代子委員です。

以上となります。

◎会長

答申書につきまして、修正した方がいい点などございましたでしょうか。特になさそうですので、こちらの内容で答申書としたいと思います。

審議は以上となりますので、進行を事務局へお返しします。

●事務局

ありがとうございました。これもちまして、本審議會は終了となります。

齊藤会長をはじめ、委員の皆様には多大なるご尽力をいただきましてありがとうございました。